

専用庭の使用等に関する協定

(目 的)

第1条 この協定は、港北ニュータウンメゾンふじのき台団地管理組合規約（以下「規約」という。）第24条6項の規定に基づき、専用庭の使用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(性 格)

第2条 この協定は、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69号）第65条に定める「規約」とする。

(専用庭の使用)

第3条 専用庭を専用使用する組合員は、専用庭を花壇、菜園および物干し等の通常の庭としての用途以外に使用してはならない。

2. 埋設された共用管が存する専用庭を使用する組合員は、使用に際し共用管を毀損等しないように注意するとともに、毀損等した場合は自己の負担により、これを原状に回復しなければならない。
3. 専用庭を使用する組合員は、専用庭に隣接する住宅に迷惑を及ぼすような植栽等をしてはならない。

(使用料)

第4条 規約第24条3項の規定に基づく専用庭の月額使用料の額は、次表のとおりとする。

専用庭の面積 m ²	使用料 円	専用庭の面積 m ²	使用料 円
13	150	46～50	500
16～20	200	51～55	550
21～25	250	56～60	600
26～30	300	65	650
31～35	350	69	700
36～40	400	85	850
41～45	450		

2. 専用庭の使用料の額が、専用庭部分の土地の公租公課相当額と比較して著しく低額となった場合は、総会の決議により使用料を改定することができる。この場合において改定後の使用料の額は、専用庭部分の土地の公租公課相当額を大幅に超えてはならない。

(維持管理)

第5条 専用庭を専用使用する組合員は、自己の費用負担において専用庭の適正な維持管理を行わなければならない。

(専用庭内への立入り等)

第6条 理事会が組合管理共有物の管理上必要と認めた場合、専用庭を専用使用する組合員は、専用庭内への立入りおよび専用庭内での工事の実施を認めなければならない。

(付 則)

この協定は、平成元年3月30日から施行する。